

医療的ケア児の保育等に関する同意書

子ども氏名 _____

- 医療的ケア児受け入れの要件は保育の必要性があり、集団保育が可能であることとなります。

1 基本的事項

保育・教育の利用日は、週 5 日(月～金)とし、土日・祝日・お盆期間・年末年始(12/29～1/3)を除く。利用時間は、8:30～16:30 の範囲内とします。利用にあたっては医師の所見、医療的ケアの状況、保育所等の状況を踏まえ保育・教育施設と保護者との同意のうえ、決定します。

初日から一定の期間、慣らし保育を保護者付き添いのもと行います。期間及び利用時間については、施設と相談の上、決定します。児童の様子や状態によっては、慣らし保育が短縮・延長される場合もあります。

通常の保育と異なる内容(行事等)の際は、事前に主治医に相談しながら、児童の負担が最小限となる参加方法を検討します。体調や、天候等によって、参加を見合わせることもあります。

必要な範囲で関係機関へ情報提供します。

医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要最小限の範囲内で、他の児童の保護者との間で共有する場合があります。

2 医療的ケア児の対応内容

医療的ケア児の対応は、医療的ケア主治医意見書及び医療的ケア指示書の内容に基づき実施します。

主治医の指示通り実施したとしても問題が発生する場合があります。なお、主治医の指示通り実施されたことによって起こる問題について市や施設管理者に対しその責任は問いません。

必要に応じて、施設の担当看護師等が、主治医に医療的ケアの相談を直接行うことがあります。

主治医の指示以外の保護者による判断での医療的ケアは行いません。

医療的ケアを実施するにあたり必要な文書等の発行等は保護者が自分で医療機関に依頼し、かかる費用は保護者負担になります。緊急時に受診した場合も同様です。

医療的ケアの安全性を高めるカンファレンスを開催することがあります。

3 保育・教育の実施体制

日常生活において、児童の体調が安定していることが前提となります。

登園の際に体調を把握し、体調が悪い場合は利用できない場合があります。

集団保育の性質上、保育者及び看護職員は複数の児童に対して保育及び医療的ケアを行います。医療的ケアを受けるお子さんに対して、複数の保育者又は看護職員がかかわることとなります。

保護者が医療的ケアに必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を準備、整備を行い、毎日持参してください。

使用済みの医療器具等は原則お持ち帰りください。(廃棄物を含む)

4 安全管理体制

緊急時を含め、園から連絡する必要があるため、必ず連絡が取れるようにしてください。

保育園ではご家庭とは違うリスクとして、乳幼児が集団で生活をするため、ぶつかったり、転んだり等安全に見守っていてもけがをする場合があります。

集団生活の場では、感染症にかかるリスクが高くなるため、園内で感染症が発生した場合には、保護者が園の情報により、保育を利用するかどうか判断してください。また、園の判断で保育の利用を控えてもらう場合があります。

緊急時の対応については、保護者及び医療機関と事前に対応を協議し、「予想される緊急時の対応フロー」を記載のうえ、それに沿って対応します。

消防署に情報を共有することがあります。

災害時対策として、3日分の薬と食事(栄養剤)を別途、持参してください。

射水市社会福祉事務所長

以上に掲げる事項について、すべて同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名